

複合課題ケース検討会の様子

関係機関22名が参加。(令和元年度開催)
それぞれの情報を持ち寄り、世帯全体の支援方針についてチームで検討。



岡山市地域共生社会推進計画 (地域福祉計画)

～誰もがその人らしく生活するための
多様な選択ができるまちを目指して～

【抜粋版】

活用するツールの紹介

※1 つなぐシート

point 1
困りごとの有無をチェック

※2 相談機関一覧

相談項目	No.	相談内容	機関名	所在地	電話番号 (086)	受付時間
病状・医療について	1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療従事者からの相談)	地域ケア総合センター	北区長島東町三丁目20-1	342-3170	平日 8:30~17:15
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所保健課医務係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所保健課感染症対策係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	平日 8:30~17:15
	4	病状に関する医療従事者の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	平日 8:30~17:15
	5	医療従事者申請書・小児慢性特定疾病申請書・自立支援医療(療養費)申請書 提出に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	平日 8:30~17:15
こころの健康(メンタルヘルス)について	6	こころの健康(青年期認知症・アルコール関連問題等)についての相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>	平日 8:30~17:15
	7	精神保健福祉に関する相談のうち、相談又は相談なしの 相談	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1273	平日 8:30~17:15
介護について	8	高齢者の介護や障害・医療・福祉に関する相談(認知症、虐待など) の相談	各地域包括支援センター	<別紙>	<別紙>	平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>	平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関する相談	介護保険課	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	平日 8:30~17:15
	11	障害福祉サービスの利用に関する相談、障害者の権利活動や生活支援に 関する相談	地域活動支援センター1室	<別紙>	<別紙>	<別紙>
障害について	12	身体・知的障害に関する障害福祉サービス、障害者手帳の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>	平日 8:30~17:15
	13	身体障害に関する専門的な相談(身体障害者手帳、福祉用具、更生相談)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1246	平日 8:30~13:15
	14	知的障害に関する専門的な相談(障害者手帳)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	平日 8:30~13:15
	15	精神障害者福祉手帳、自立支援医療(精神医療)の申請、精神障 害者の障害福祉サービス(介護付・介護付外)・地域生活支援事業利用 の申請に関する相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>	平日 8:30~17:15
	16	精神障害者の日常生活用具貸付に関する相談	健康づくり課精神保健係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	平日 8:30~17:15
	17	障害者の日常生活用具貸付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	平日 8:30~17:15
	18	精神保健福祉に関する相談のうち、相談又は相談なしの 相談	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1273	平日 8:30~17:15
	19	介護保険に関する相談	介護保険課	北区鹿田町一丁目1-1 7F	330-0051	平日 8:30~17:15

point 2
分野ごとに相談機関を整理し、役割を見える化

複合課題を抱えた世帯のことでお困りの場合はご相談ください！

【相談支援包括化推進員】
(福)岡山市社会福祉協議会 相談支援包括化室
電話：086-225-4051



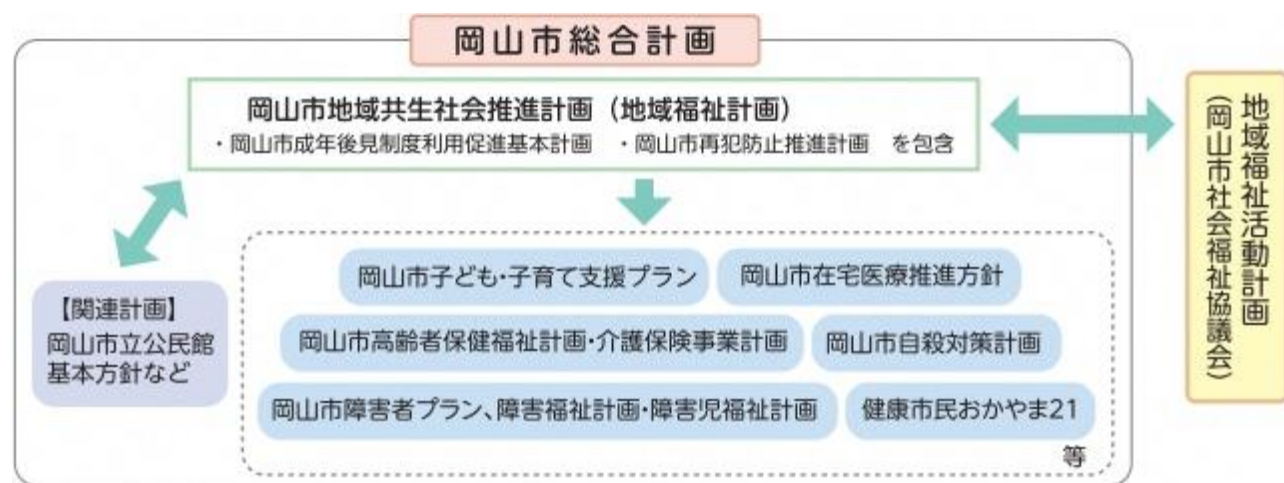
計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、ひとり親世帯の増加、地域住民同士のつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、8050問題、ヤングケアラーといった、複雑・複合的な課題を抱え、支援が難しいケースが顕在化してきました。

岡山市では、このような複雑・複合的な課題へ対応するため、平成30年3月に地域共生社会推進計画を策定しました。

計画の概要

- ◆ 基本理念 誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち
- ◆ 計画の目的 地域で課題を抱えている人を孤立させず、適切な支援につながるためのネットワークが構築された社会づくりを推進しています。
- ◆ 計画期間 2021年度から2023年度（3年間）
- ◆ 計画の位置づけ 本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画として、岡山市総合計画のもと、福祉分野の各計画の上位計画に位置づけています。



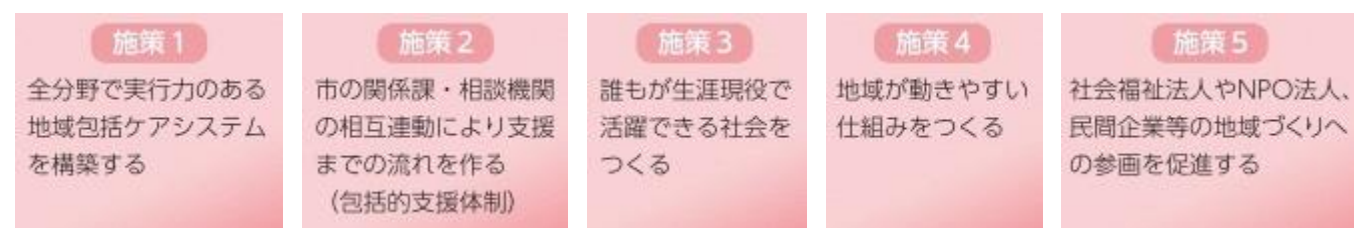
相談機関からわかる現状

岡山市では「福祉事務所」、「保健センター」、「地域こども相談センター」、「地域包括支援センター」などを6福祉区にそれぞれ設置するとともに、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口である「地域ケア総合推進センター」、生活困窮者の総合相談窓口である「寄り添いサポートセンター」、妊娠・出産などの総合相談窓口である「産前・産後相談ステーション」など様々な相談機関を設置しています。

こうした相談機関が対応している事例について、高齢化の進行や障害者の増加、単身世帯の増加などを背景として、一つの課題ではなく、複合的に絡み合った課題を抱えている世帯が多く見られるようになっていきます。

計画推進の方向性

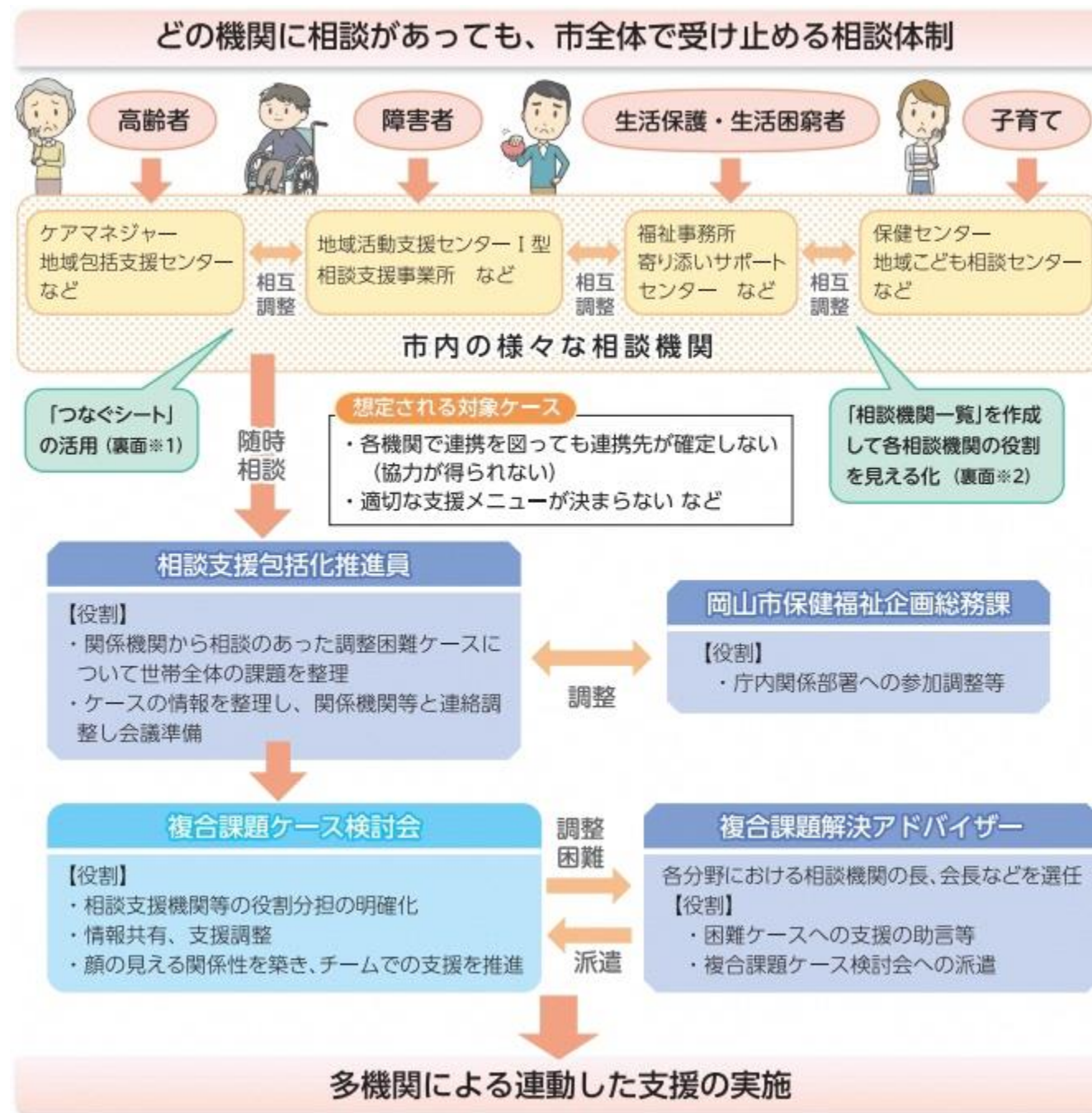
地域共生社会推進計画では、5つの施策の柱を立てて取組を進めています



岡山市総合相談支援体制づくり

～断らない相談の実現に向けて～

- ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進しています。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスが提供できるよう支援します。



総合相談支援体制で対応した例

<概要>
 80代の父と知的障害のある50代の子の2人世帯。
 父には地域包括支援センターが、知的障害のある子には地域活動支援センターが別々に支援に関わっていたが、父の長期入院をきっかけに生活に困窮したことから、地元の相談支援事業所から相談支援包括化推進員に相談があったケース。

<ケースの支援結果>
 福祉事務所や保健センターなどの関係機関が一堂に会し、ケース検討会を開催。子の支援者である地域活動支援センターが生活保護申請をサポートすることで、世帯の経済的安定に繋がった。また、生活保護申請前から生活保護担当者を含む関係機関による協議を実施し、子が単身で在宅生活を送る上で必要な療育手帳の更新や自立訓練事業所の利用などに繋がった。